

●休猟区のうちイノシシに関し捕獲等を行うことができる区域の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき次のとおり特定鳥獣（イノシシ）の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。

令和5年8月8日

香川県知事 池田豊人

区 域	存 続 期 間
手島休猟区の全部 (丸亀市手島町全域)	令和5年11月15日から 令和8年11月14日まで